

学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は出席停止となり、医師による「学校感染症証明書」の提出が必要となります。

ただし、インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患で休む場合は保護者が「インフルエンザに係る届け」に記入し提出してください。

「学校感染症証明書」他、出席停止の届けに関する各種用紙は保健室にあります。（本校ホームページからもダウンロードできます。）

【出席停止が認められる病気と出席停止期間について】

種別	疾患名	出席停止期間	
第1種	※1	治癒するまで(医師の診断による)	
	※1の疾患名；エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症（コビット19）		
第2種	インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は5日）を経過するまで（発熱した日、解熱した日は含まない）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後、5日を経過し、かつ全身症状が良好となるまで	
	風疹	発疹がすべて消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	※2	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	※2の疾患名；腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	ウィルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後、登校可 B型・C型：出席停止不要
		ヘルパンギーナ	発熱、咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴うときは出席停止、全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可
感染性胃腸炎（流行性おう吐下痢症）		下痢・おう吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可	

* 出席停止にならないもの

第3種の「その他の感染症」について、「溶連菌感染症」「手足口病」「伝染性紅斑」は、和歌山県医師会の通達により現在「出席停止」の疾患からは除かれています。

アタマジラミ、伝染性軟属種(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)に関しては、他人への感染注意が必要なため、診断された場合は必ず学校にお知らせください。

* 出席停止については、学校長が学校医と相談の上で対応等を決定します。